

議案第10号

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部改正について

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和4年3月16日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

1 改正理由

外国語指導助手の特別休暇についての規定を一部改正する必要があるため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり

3 施行期日

令和4年4月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部を改正する規則

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則（平成29年東広島市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中第16号を第21号とし、第15号を第20号とし、第14号を第19号とし、同項第13号中「（昭和40年法律第141号）」を削り、同号を同項第17号とし、同号の次に次の1号を加える。

(18) 妊娠中の女子の外国語指導助手の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 適宜休息し、又は補食するために必要と認められる時間

第14条第1項第12号中「2時間」の右に「（当該外国語指導助手について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合にあつては、当該勤務時間から5時間45分を減じた時間）」を加え、同号を同項第16号とし、同項第11号を同項第15号とし、同項第10号中「期間」の右に「（要介護者が日常生活を営むのに支障がある期間が2週間以上にわたる場合に限る。）」を加え、同号を同項第14号とし、同項中第9号を削り、第8号を第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 女子の外国語指導助手が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

第14条第1項第7号中「期間」の右に「（男子の外国語指導助手にあっては、その子の当該男子の外国語指導助手以外の親が当該外国語指導助手がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）」を加え、同号を同項第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (11) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する外国語指導助手が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（養育する子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

第14条第1項第6号中「経過するまでの日」を「経過する日までの期間」に改め、同号を同項第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (8) 外国語指導助手が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 妻の出産に係る入院その他の教育委員会が定める事由の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間

- (9) 外国語指導助手の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する外国語指導助手が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。 当該期間内における5日の範囲内の期間

第14条第1項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 外国語指導助手が不妊治療に係る通院その他の教育委員会が定める事由（以下この号において「通院等」という。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の会計年度において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

第14条第2項中「第4号」を「第9号」に、「第13号から第16号まで」を「第17号から第21号まで」に、「同項第5号から第12号まで」を「同項第10号から第16号まで」に改める。

第15条第1項中「前条第1項第5号及び第6号」を「前条第1項第6号及び第7号」に改める。

第17条第1項中「第4号」を「第5号」に、「同項第9号から第15号まで」を「同項第8号から第20号まで」に、「同項第16号」を「同項第21号」に改め、同条第2項中「第14条第1項第5号から第8号まで」を「第14条第1項第6号又は第7号」に改める。

第23条第4号中「（昭和22年法律第49号）」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新	旧
<p style="text-align: center;">—略— (特別休暇)</p> <p>第14条 外国語指導助手は、次の各号に掲げる事由がある場合において、当該各号に定める期間の特別休暇を取得することができる。</p> <p>(1) 外国語指導助手の親族が死亡した場合 次の掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間</p> <p>ア 父母、配偶者又は子が死亡した場合 連続する10日の範囲内の期間</p> <p>イ 兄弟姉妹又は祖父母が死亡した場合 連続する5日の範囲内の期間</p> <p>(2) 本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間</p> <p>(3) 災害により外国語指導助手の住居が損壊した場合 被害の程度に応じ教育委員会が必要と認める期間</p> <p>(4) 外国語指導助手が通勤に用いる交通機関の事故等により交通が途絶した場合 当該途絶が解消するまでの期間</p> <p><u>(5) 外国語指導助手が不妊治療に係る通院その他の教育委員会が定める事由（以下この号において「通院等」という。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の会計年度において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間</u></p> <p>(6) 女子の外国語指導助手が6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間</p> <p><u>(7) 女子の外国語指導助手が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間。</u>ただし、産後6週間を経過した女子の外国語指導助手が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。</p> <p><u>(8) 外国語指導助手が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 妻の出産に係る入院その他の教育委員会が定める事由の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間</u></p> <p><u>(9) 外国語指導助手の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週</u></p>	<p style="text-align: center;">—略— (特別休暇)</p> <p>第14条 外国語指導助手は、次の各号に掲げる事由がある場合において、当該各号に定める期間の特別休暇を取得することができる。</p> <p>(1) 外国語指導助手の親族が死亡した場合 次の掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間</p> <p>ア 父母、配偶者又は子が死亡した場合 連続する10日の範囲内の期間</p> <p>イ 兄弟姉妹又は祖父母が死亡した場合 連続する5日の範囲内の期間</p> <p>(2) 本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間</p> <p>(3) 災害により外国語指導助手の住居が損壊した場合 被害の程度に応じ教育委員会が必要と認める期間</p> <p>(4) 外国語指導助手が通勤に用いる交通機関の事故等により交通が途絶した場合 当該途絶が解消するまでの期間</p> <p>(5) 女子の外国語指導助手が6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間</p> <p><u>(6) 女子の外国語指導助手が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの日。</u>ただし、産後6週間を経過した女子の外国語指導助手が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。</p>

新	旧
<p><u>間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する外国語指導助手が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。当該期間内における5日の範囲内の期間</u></p> <p>(10) 外国語指導助手が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日につき2回の範囲内でそれぞれの期間（<u>男子の外国語指導助手にあっては、その子の当該男子の外国語指導助手以外の親が当該外国語指導助手がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間</u>）</p> <p><u>(11) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する外国語指導助手が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（養育する子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</u></p> <p>(12) 女子の外国語指導助手が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日</p> <p><u>(13) 女子の外国語指導助手が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間</u></p> <p><u>(14) 外国語指導助手が要介護者（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年東広島市条例第37号）第8条の2第4項に規定する要介護者をいう。以下この項において同じ。）の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間（要介護者が日常生活を営むのに支障がある期間が2週間以上にわたる場合に限り。）</u></p> <p>(15) 外国語指導助手（引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、この号に規定する期間（以下この号及び次号において「介護休暇期間」という。）の初日から起算して93日を経過する日から、介護休暇期間の初日</p>	<p>(7) 外国語指導助手が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日につき2回の範囲内でそれぞれ30分以内の期間 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(8) 女子の外国語指導助手が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日</p> <p><u>(9) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する外国語指導助手が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（養育する子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</u></p> <p><u>(10) 外国語指導助手が要介護者（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年東広島市条例第37号）第8条の2第4項に規定する要介護者をいう。以下この項において同じ。）の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</u></p> <p><u>(11) 外国語指導助手（引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、この号に規定する期間（以下この号及び次号において「介護休暇期間」という。）の初日から起算して93日を経過する日から、介護休暇期間の初日</u></p>

新	旧
<p>から1年を経過する日までにその任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない者に限る。）が、要介護者の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日の範囲内において必要と認められる期間</p> <p>(16) 外国語指導助手（引き続き在職した期間が1年以上である者に限る。）が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る介護休暇期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間（<u>当該外国語指導助手について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該勤務時間から5時間45分を減じた時間</u>）を超えない範囲内で必要と認められる時間</p> <p>(17) 妊娠中又は出産の日後1年以内の女子の外国語指導助手が母子保健法第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産の日までは1週間に1回、出産の日後1年以内の期間は1回（医師等の特別の指示があった場合は、それぞれの期間について、その指示された回数）、それぞれその都度必要と認める日又は時間</p> <p>(18) 妊娠中の女子の外国語指導助手の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 適宜休息し、又は補食するために必要と認められる時間</p> <p>(19) 妊娠中の女子の外国語指導助手が請求した場合において、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 第10条に規定する勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間</p> <p>(20) 外国語指導助手が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間内における勤務を要しない日及び休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間</p> <p>(21) 前各号に掲げるもののほか、所属長が特に必要と認めた場合 所属長が特に必要と認めた期間</p>	<p>から1年を経過する日までにその任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない者に限る。）が、要介護者の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日の範囲内において必要と認められる期間</p> <p>(12) 外国語指導助手（引き続き在職した期間が1年以上である者に限る。）が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る介護休暇期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間 _____ を超えない範囲内で必要と認められる時間</p> <p>(13) 妊娠中又は出産の日後1年以内の女子の外国語指導助手が母子保健法（<u>昭和40年法律第141号</u>）第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産の日までは1週間に1回、出産の日後1年以内の期間は1回（医師等の特別の指示があった場合は、それぞれの期間について、その指示された回数）、それぞれその都度必要と認める日又は時間</p> <p>(14) 妊娠中の女子の外国語指導助手が請求した場合において、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 第10条に規定する勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間</p> <p>(15) 外国語指導助手が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間内における勤務を要しない日及び休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間</p> <p>(16) 前各号に掲げるもののほか、所属長が特に必要と認めた場合 所属長が特に必要と認めた期間</p>

新	旧
<p>2 前項第1号から<u>第9号</u>まで及び<u>第17号</u>から<u>第21号</u>までの特別休暇は有給とし、同項<u>第10号</u>から<u>第16号</u>までの特別休暇は無給とする。 （一部改正〔令和2年教委規則5号・令和3年6号〕） （休職） 第15条 <u>前条第1項第6号</u>及び<u>第7号</u>に規定する場合を除くほか、教育委員会は、外国語指導助手が病気（次条第1項の疾病を除く。）、負傷その他やむを得ない理由により勤務することができない日が連続して20日を超える場合において、当該外国語指導助手の申請により必要と認めるときは、これを休職させることができる。 2～4 一略— 第16条 一略— （休暇及び休職の手続） 第17条 外国語指導助手は、第13条第1項並びに第14条第1項第1号から<u>第5号</u>まで及び<u>同項第8号</u>から<u>第20号</u>までの休暇を取得する場合は予定日数を、<u>同項第21号</u>の休暇を取得する場合は予定日数及び取得の理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由がやんだ後、速やかに届け出て承認を受けなければならない。 2 外国語指導助手は、<u>第14条第1項第6号</u>及び<u>第7号</u>までの休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由がやんだ後、速やかに届け出なければならない。 3 外国語指導助手は、病気又は負傷のため連続して3日を超える休暇を取得する場合又は休職の申請をする場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。この場合において、所属長は、必要があると認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることができる。 4 前項の規定にかかわらず、所属長は、必要があると認めるときは、3日以内の休暇を取得する場合であっても、診断書の提出を求めることができる。 5 外国語指導助手は、法第28条第2項第2号の規定による休職及び前条第1項による勤務の禁止の原因となる事実が生じた場合は、速やかにその事実を所属長に届け出なければならない。 （一部改正〔令和2年教委規則5号・令和3年6号〕） 第18条～ 一略—</p>	<p>2 前項第1号から<u>第4号</u>まで及び<u>第13号</u>から<u>第16号</u>までの特別休暇は有給とし、同項<u>第5号</u>から<u>第12号</u>までの特別休暇は無給とする。 （一部改正〔令和2年教委規則5号・令和3年6号〕） （休職） 第15条 <u>前条第1項第5号</u>及び<u>第6号</u>に規定する場合を除くほか、教育委員会は、外国語指導助手が病気（次条第1項の疾病を除く。）、負傷その他やむを得ない理由により勤務することができない日が連続して20日を超える場合において、当該外国語指導助手の申請により必要と認めるときは、これを休職させることができる。 2～4 一略— 第16条 一略— （休暇及び休職の手続） 第17条 外国語指導助手は、第13条第1項並びに第14条第1項第1号から<u>第4号</u>まで及び<u>同項第9号</u>から<u>第15号</u>までの休暇を取得する場合は予定日数を、<u>同項第16号</u>の休暇を取得する場合は予定日数及び取得の理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由がやんだ後、速やかに届け出て承認を受けなければならない。 2 外国語指導助手は、<u>第14条第1項第5号</u>から<u>第8号</u>までの休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由がやんだ後、速やかに届け出なければならない。 3 外国語指導助手は、病気又は負傷のため連続して3日を超える休暇を取得する場合又は休職の申請をする場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。この場合において、所属長は、必要があると認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることができる。 4 前項の規定にかかわらず、所属長は、必要があると認めるときは、3日以内の休暇を取得する場合であっても、診断書の提出を求めることができる。 5 外国語指導助手は、法第28条第2項第2号の規定による休職及び前条第1項による勤務の禁止の原因となる事実が生じた場合は、速やかにその事実を所属長に届け出なければならない。 （一部改正〔令和2年教委規則5号・令和3年6号〕） 第18条～ 一略—</p>

新	旧
<p>(懲戒処分)</p> <p>第23条 法第29条第2項の規定による戒告、減給、停職及び懲戒免職の処分の意義及び効果は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 戒告 書面により当該行為を戒める。</p> <p>(2) 減給 1回につき平均報酬の1日分の2分の1に相当する額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は1月分の報酬の10分の1に相当する額を上回らないものとする。</p> <p>(3) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は、支払わない。</p> <p>(4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、所轄の労働基準監督署の認定を受けたときは、労働基準法 <u>第20条</u>に規定する手当を支給しない。</p>	<p>(懲戒処分)</p> <p>第23条 法第29条第2項の規定による戒告、減給、停職及び懲戒免職の処分の意義及び効果は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 戒告 書面により当該行為を戒める。</p> <p>(2) 減給 1回につき平均報酬の1日分の2分の1に相当する額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は1月分の報酬の10分の1に相当する額を上回らないものとする。</p> <p>(3) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は、支払わない。</p> <p>(4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、所轄の労働基準監督署の認定を受けたときは、労働基準法 <u>(昭和22年法律第49号) 第20条</u>に規定する手当を支給しない。</p>